

文体学第372号  
健医発第1867号  
12食流第3813号  
平成12年12月26日

各都道府県知事 殿

文部省体育局長

厚生省保健医療局長

農林水産省食品流通局長

「食生活指針の解説要領」及び「食生活指針の推進に係る  
文部省・厚生省・農林水産省の連携方策」について

近年、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の増加が国民の健康に関する大きな課題となっており、その予防のためにも食生活の見直しがますます重要となっている。また、食生活のあり方は食料自給率にも大きな影響を与え、食べ残しや食品の廃棄は、資源の有効活用や環境問題にも関係している。

このため、国においては、本年3月に、文部省、厚生省及び農林水産省（以下「3省」という。）の連携により「食生活指針」を策定し、その推進について閣議決定したところである。

国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るためには、食生活指針の活用により、国民一人一人が食生活の見直しに積極的に取り組めるよう、食生活改善、教育、食品産業及び農林漁業の各分野の関係者が、食生活指針について理解を深めるとともに、連携して諸活動を行うことが極めて重要である。

このような中、3省は共同して、食生活指針の策定趣旨等について解説した「食生活指針の解説要領」を作成するとともに、食生活指針の推進について3省の連携内容等を示した「食生活指針の推進に係る文部省・厚生省・農林水産省の連携方策」を策定したので、これらの内容を十分に踏まえて、関係者が緊密に連携しつつ、各地域や対象者の実情にあわせ、食生活指針の効果的な普及・啓発を図るようお願いしたい。

併せて、各都道府県知事におかれては、管内の市町村長、特別区長及び所管の学校法人等に対して、本件につき周知願いたい。